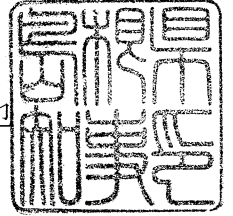


原第1037号
令和7年3月28日

内閣府特命担当大臣（原子力防災） 浅尾 慶一郎 様

島根県知事 丸山 達也
(防災部原子力安全対策課)



島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設等の
設置に係る要請について

本県は、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条第2項に基づき、平成28年4月28日に中国電力(株)から本県に対して事前了解願いがありました島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）の設置について了解しました。

このたびの了解に当たっては、島根原子力発電所2号機の再稼働判断時に要請した事項（別紙）に引き続き適切に対応されるとともに、下記事項について適切に対応されるよう要請します。

また、出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から意見の提出があり、これを添付するので、適切に対応されるようお願いします。

記

1. 複合災害時には、自然災害と原子力災害の対応を並行して進めることとなるため、初動段階からの国による支援が迅速かつ的確に行われるよう体制を強化すること。
2. 地方自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費や原子力災害医療派遣チームの養成に係る人件費など必要な経費について財源措置を講じること。

島根原子力発電所2号機再稼働判断時の要請事項

【令和4年6月16日付け原第200号で要請】

1. 原子力災害時の避難計画については、「島根地域の緊急時対応」策定後も、訓練等を通じた確認や計画の具体化・充実化を継続して進めることが必要であり、自治体が進める避難計画の住民への周知や、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織による迅速・確実な派遣等について、必要な支援・協力を行うこと。
2. 原子力災害対策に必要な資機材、施設等の整備や立地・周辺自治体が行う取組に対し、十分な財政支援を行うこと。
3. 避難の受入先において大規模な自然災害や感染拡大が重なるなど、不測の事態が生じた場合には、避難者の受入先の確保をより広域に行う必要が生じ得るため、自治体だけでは対応が困難な場合には、国が責任を持って受入先の調整を行うこと。
4. 避難が長期化した場合の二次避難先の確保など、万が一の原子力災害時に被災者が十分な生活支援を受けられるようにすること。